

デジタル庁訓令第5号

デジタル庁の保有する個人情報管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

内閣総理大臣 岸田 文雄

デジタル庁の保有する個人情報管理規程の一部を改正する訓令

デジタル庁の保有する個人情報管理規程（令和3年デジタル庁訓令第30号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 [略]</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、「<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>第2条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3条～第9条 [略]</p> <p>（保有個人情報等の適切な管理のための会議）</p> <p>第10条 総括個人情報管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。<u>なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。</u></p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 職員の責務</p> <p>第12条 職員は、<u>個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り</u>、関連する法令及びこの規程並びに総括個人情報管理者、個人情報管理者等及び個人情報取扱主任等の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。</p> <p>第5章 保有個人情報等の取扱い</p> <p>（アクセス制限）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、<u>アクセスは必要最小限としなければならない。</u></p> <p>（複製等の制限）</p> <p>第14条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報管理者等は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 [略]</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、「<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）</u>第2条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3条～第9条 [略]</p> <p>（保有個人情報等の適切な管理のための会議）</p> <p>第10条 総括個人情報管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 職員の責務</p> <p>第12条 職員は、<u>行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り</u>、関連する法令及びこの規程並びに総括個人情報管理者、個人情報管理者等及び個人情報取扱主任等の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。</p> <p>第5章 保有個人情報等の取扱い</p> <p>（アクセス制限）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。</p> <p>（複製等の制限）</p> <p>第14条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報管理者等は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を</p>

必要最小限に限定し、職員は、個人情報管理者等の指示に従い行わなければならない。

一～四 [略]

第15条 [略]

(媒体の管理等)

第16条 職員は、個人情報管理者等の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第16条の2 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付・誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第17条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。特に、保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

第18条・第19条 [略]

(外的環境の把握)

第19条の2 保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合にはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第20条～第23条 [略]

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 個人情報管理者等は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第30条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

第25条～第36条 [略]

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第36条の3 個人情報管理者等は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等で個人情報管理者等が指定

限定し、職員は、個人情報管理者等の指示に従い行わなければならない。

一～四 [略]

第15条 [略]

(媒体の管理等)

第16条 職員は、個人情報管理者等の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

[新設]

(廃棄等)

第17条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第18条・第19条 [略]

[新設]

第20条～第23条 [略]

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 個人情報管理者等は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第30条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

第25条～第36条 [略]

[新設]

する機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者等は、必要があると認めるときは、情報システム室の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の情報システム室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

3 個人情報管理者等は、情報システム室及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第36条の4 個人情報管理者等は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者等は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等の提供

（保有個人情報の提供）

第37条 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わさなければならない。

2 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じることができる。

3 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前二項に規定する措置を講じることができる。

第38条 [略]

第9章 保有個人情報の取扱いに係る業務委託等

（保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等）

第39条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないようにしなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

一～三 [略]

四 個人情報の安全管理に関する事項

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第37条 個人情報管理者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

2 個人情報管理者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じることができる。

3 個人情報管理者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講じることができる。

第38条 [略]

[新設]

（保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等）

第39条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないようにしなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

一～三 [略]

[新設]

- 五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 八 契約内容の遵守状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限とし、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。

3・4 [略]

5 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

第40条 [略]

第10章 サイバーセキュリティの確保

（サイバーセキュリティに関する対策の基準等）

第10条の2 個人情報管理者等は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第11章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第41条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する個人情報管理者等（個人情報管理者等が不在等により報告等が困難な場合かつ特に重大と認める事案が発生した場合には、総括個人情報管理者）に報告しなければならない。

2～4 [略]

5 個人情報管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有しなければならない。

（個人情報保護法に基づく報告及び通知）

第41条の2 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

（公表等）

第42条 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公

四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
[新設]

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。

3・4 [略]

5 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第40条 [略]

[新設]

第8章 安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第41条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する個人情報管理者等（個人情報管理者等が不在等により報告等が困難な場合かつ特に重大と認める事案が発生した場合には、総括個人情報管理者）に報告しなければならない。

2～4 [略]

5 個人情報管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

[新設]

（公表等）

第42条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じる。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、

表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じる。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、事案の内容、影響等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。

第12章 監査及び点検の実施

（監査）

第43条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第11章に規定する措置の状況を含む当該行政機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ監査を行い、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

（点検）

第44条 個人情報管理者等は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

第45条 [略]

第13章 その他

第46条 [略]

速やかに総務省（行政管理局）及び個人情報保護委員会に情報提供を行う。

第9章 監査及び点検の実施

（監査）

第43条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第8章に規定する措置の状況を含む当該行政機関における保有個人情報等の管理の状況について、必要に応じ監査を行い、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

（点検）

第44条 個人情報管理者等は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じ点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

第45条 [略]

第10章 その他

第46条 [略]

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。